

◎新潟県告示第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成30年4月20日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事	新潟市北区嘉山1丁目5番10号	加藤	豊
〃	阿賀野市須走447番地	佐久間	政栄
監事	新潟市北区笹山2560番地	仲川	信吉

就任年月日 平成30年3月23日